

令和6年度 市民税・県民税申告日程表

受付時間：午前9時～11時・午後1時～4時

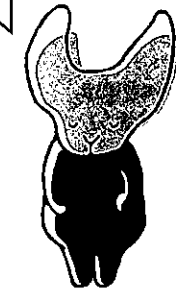
※申告相談日について、各会場により異なりますので、申告日程表をよくご確認のうえ会場にお越しください。
 ※申告受付の開始直後と終了直前は混雑が予想されます。ご都合のつく方は、他の日にご来場ください。
 ※土曜・日曜・祝祭日の会場開設はしませんが、2月25日（日）に限り各会場にて開設します。
 ※○印の付いている日が開場日になります。

月	日	曜日	挾間地区	庄内地区	湯布院地区	
2月	9日	金	○ (主に石城、由布川地区の方)			
	10日	土				
	11日	日				
	12日	月				
	13日	火	○ (主に挾間、谷地区の方)			
	14日	水			○	
	15日	木		○		
	16日	金	○	○	○	
	17日	土				
	18日	日				
	19日	月	○	○		
	20日	火	○	○		
	21日	水	○	○		
	22日	木	○	○		
	23日	金				
	24日	土				
	25日	日	○	○	○	
	26日	月	○	○		
	27日	火	○	○		
	28日	水	○	○		
	29日	木	○	○		
	3月	1日	金	○	○	
		2日	土			
		3日	日			
		4日	月		○	○
		5日	火		○	○
		6日	水		○	○
		7日	木		○	○
	8日	金		○	○	
9日	土					
10日	日					
11日	月		○	○		
12日	火		○	○		
13日	水	○	○	○		
14日	木	○	○	○		
15日	金	○	○	○		

◎9日～15日の申告相談は公的年金のみの収入の方（16日以降でも可）が対象になります。
 ◎公的年金以外に給与・事業、個人年金等収入がある方については16日以降の受付になります。

◎2月16日（金）、2月25日（日）、3月13日（水）～3月15日（金）のみすべての会場で申告相談受付。
 ◎2月16日（金）から2月29日（木）までの間、平日に限り庄内会場において税理士による無料申告相談あり。

湯布院会場において駐車場に限りがございます。満車の場合は旧国民宿舎跡をご利用ください。



※下記申告について確定申告を行う場合は、市役所の会場では受付できません。（提出のみなら受付可。）
 ・土地建物の売買、株式の売買、山林の売却、先物取引、退職金、青色申告、過年度申告

大分税務署 での確定申告について 大分税務署 ☎ 097-532-4171 (自動音声案内)

確定申告相談会場が変わります！
 日時：令和6年2月16日～令和6年3月15日（午前9時～午後4時）

※土・祝日を除きますが、2月25日（日）は開設します。
 場所：大分商工会議所ビル6階（入場整理券が必要です。詳しくは大分税務署へお問い合わせください。）

令和6年度 市民税・県民税申告のお知らせ（由布市）

※申告書は各戸に1部配布しています。足りない場合は郵送しますので、ご連絡ください。
 お手元の申告書は、皆さまの昨年1年間（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の所得金額などを記載するためのものです。
 申告がない場合、所得（課税）証明が発行できなかったり、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料のほか介護保険料、保育園の保育料の算定など、申告状況を基に算定している行政サービスの負担額が正しく計算できない場合や軽減措置が受けられないことがあります。
 収入がなくても上記のサービスを受ける方については、必ず期限内に申告をしてください。

申告をしなければいけない人

令和6年1月1日現在由布市に居住しており、令和5年中に所得があった人。
 ※令和5年中に無職・無収入等で所得のなかった人でも、令和6年1月1日現在由布市に居住していた人は、住所・氏名等を記入し、所得金額の合計欄に「0」と記入してください。

申告する所得

令和5年1月1日から12月31日までに得た所得です。

市民税・県民税の申告をしなくてもよい人

- 令和5年分の所得税確定申告書を提出する人。
- 令和5年中の所得が年末調整済み給与のみの人。
ただし、給与が二か所以上ある人や、給与以外の所得がある人は申告が必要です。
- 令和5年中の所得が年金のみの人。ただし、控除のつけたしなどがある人は申告が必要です。また、非課税年金（遺族・障害年金等）のみの方は申告が必要です。

住 所

令和6年1月1日現在の住所を記載してください。

提 出 先

税務課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課
 ※郵送の場合は税務課宛てで右の郵送先に送ってください。

提出期限 **3月15日（金）**

令和6年度の主な税制改正について

森林環境税（国税）の創設について
 平成26年度より東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、均等割額に1人年額1,000円（市民税500円、県民税500円）が加算されていますが、この臨時的措置は令和5年度で終了となりました。
 令和6年度から森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されます。
 森林環境税は、市民税・県民税の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県や市区町村へ譲与されます。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度の市民税・県民税から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から除外されます。
 ・留学により国内に住所および居所を有しなくなった人
 ・障害者
 ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人
 ※適用についての詳細は国税庁の「令和5年1月からの国外居住親族に係る扶養控除等Q&A」をご覧ください。

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式の統一

特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得は選択により所得税と住民税で異なる課税方式をとることができましたが、令和6年度より課税方式が統一されることとなりました。
 所得税で特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、市民税・県民税でも所得に算入されるため、選択する課税方式によっては市民税・県民税の合計所得金額が増加し、控除などの適用、非課税判定、各種保険料などの算定に影響が出ることがあります。課税方式の選択をされる際は慎重に判断をしてください。

申告に必要なもの

- 申告書
- 本人確認・個人番号確認に必要な書類
 ①～③のいずれかが必要です。
 ①マイナンバーカード
 ②通知カード（個人番号記載の住民票も可）
 + 写真つきの身分証
 ③通知カード（個人番号記載の住民票も可）
 + 写真なしの身分証 2点
- 源泉徴収票（ないときは支払者の証明書）
- 控除を受ける場合は各種証明書
 例）生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書・社会保険料控除証明書（国民健康保険、介護保険料、国民年金保険料等）・医療費控除の明細書
 ※医療費控除を受ける場合の「医療費控除の明細書」を必ず事前に準備してください。
- 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちください。
- 配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、被扶養者のマイナンバーがわかるものをお持ちください（通知カード等のコピーやメモでもかまいません）。
- その他証明書

問い合わせ・郵送先

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
 由布市役所 税務課 課税係
 ☎097-582-1111

市民税・県民税申告の記載について

◎所得の種類

営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得
農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育、採卵、酪農品の生産から生ずる所得
不動産	土地や建物等の不動産、借地権等の不動産の上に存する権利、船舶や飛行機の貸付けによる所得
利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配などの所得
配当	株式の配当、余剰金の分配、基金利息、投資信託(公社債投資信託等を除く)の収益の分配の所得
給与	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与等の所得
雑	公的年金等(年金・恩給)、生命保険の年金、事業所得に該当しない原稿料・講演料など、他の所得に当てはまらない所得
譲渡	車両、機械、船舶、航空機、漁業権、著作権、特許権などの資産の譲渡による所得
一時	懸賞の当選金、競馬・競輪等の払戻金、生命保険や損害保険の満期一時金など一時的に得た所得

◎給与所得の計算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額	
～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4=A (千円未満端数切捨)	A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円	

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。
 (1)特別障害者(特障)である (3)特障の同一生計配偶者を有する
 (2)23歳未満の扶養親族を有する (4)特障の扶養親族を有する
 ☆所得金額調整控除＝(給与等の収入金額－850万円)×0.1
 なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円。
 ※給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び年金所得等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額

◎所得から差し引かれる金額

雑損控除 項番1	自己又は同一生計の家族・親族が災害(風水害・火災・冷害・雪害・獣害等)、盗難、横領により資産に損失を受けたとき ①<<差引損失額－所得金額の10%>> ②<<差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円>> ①～②のどちらか有利な金額が控除対象額																				
医療費控除 項番2	自己又は同一生計の家族・親族の医療費を支払ったとき(「医療費控除の明細書」を作成の上、支払額を計算) ①(支払医療費－保険等補てん金)－<<10万円>>または<<所得金額の5%>>のどちらか少ない方 ②(薬局等で購入したスイッチOTC医薬品購入費－保険等補てん金)－12,000円 ①～②のどちらか有利な金額が控除対象額																				
社会保険料控除 項番3	自己又は同一生計の家族・親族の負担すべき社会保険料を支払ったとき 支払保険料の全額が控除対象額 例)国民健康保険税・介護保険料・国民年金・国民年金基金等																				
小規模企業共済等掛金控除 項番4	自身が契約した小規模企業共済の掛金を支払ったとき 支払保険料の全額が控除対象額 例)中小企業基盤整備機構共済、iDeCo等																				
生命保険料控除 項番5	自己又は同一生計の家族・親族の生命保険契約等(一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)の掛金を支払ったとき 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)の場合	新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)の場合																			
	<table border="1"> <tr> <th>～15,000円</th> <th>全額</th> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>掛金×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>掛金×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">限度額：35,000円</td> </tr> </table>	～15,000円	全額	15,001円～40,000円	掛金×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	掛金×1/4+17,500円	70,001円～	35,000円	限度額：35,000円		<table border="1"> <tr> <th>～12,000円</th> <th>全額</th> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>掛金×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>掛金×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">限度額：28,000円</td> </tr> </table>	～12,000円	全額	12,001円～32,000円	掛金×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	掛金×1/4+14,000円	56,001円～	28,000円	限度額：28,000円
～15,000円	全額																				
15,001円～40,000円	掛金×1/2+7,500円																				
40,001円～70,000円	掛金×1/4+17,500円																				
70,001円～	35,000円																				
限度額：35,000円																					
～12,000円	全額																				
12,001円～32,000円	掛金×1/2+6,000円																				
32,001円～56,000円	掛金×1/4+14,000円																				
56,001円～	28,000円																				
限度額：28,000円																					
*一般生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料の複数の保険料がある場合 ⇒一般生命保険料控除額+個人年金保険料控除額+介護医療保険料控除額=生命保険料控除額(限度額：70,000円)																					

◎公的年金等の計算表

昭和34年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)

公的年金等収入金額	公的年金等所得金額
～1,299,999円	収入金額－600,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円

昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)

公的年金等収入金額	公的年金等所得金額
～3,299,999円	収入金額－1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円

※非課税年金(遺族年金、増加恩給、障害年金)は所得に計上しません。
 ※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円～2,000万円の場合は上記の表の式からさらに10万円を加える。
 ※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合は上記の表の式からさらに20万円を加える。

◎所得から差し引かれる金額

地震保険料控除 項番6	自己又は同一生計の家族・親族の地震保険契約等の掛金を支払ったとき 地震保険料の場合	旧長期損害保険料の場合									
	地震保険料掛金×1/2 Max 25,000円	<table border="1"> <tr> <th>～5,000円</th> <th>全額</th> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払金額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>Max 10,000円</td> </tr> </table>	～5,000円	全額	5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円	15,001円～	Max 10,000円			
～5,000円	全額										
5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円										
15,001円～	Max 10,000円										
*地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 地震保険分控除額+旧長期損害保険分控除額=地震保険料控除額 *ただし、1つの保険契約の中で旧長期損害保険と地震保険の両方が備わっている場合、どちらか有利なほうを選択します。											
【マ】 障害者控除 項番7	自己又は自己の控除対象となる配偶者・扶養親族が障害者であるとき										
	<table border="1"> <tr> <td>普通障害者</td> <td>…控除額26万円</td> <td>身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>…控除額30万円</td> <td>身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>…控除額53万円</td> <td>上記の特別障害者に該当し、納税者と同居している人</td> </tr> </table>	普通障害者	…控除額26万円	身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B	特別障害者	…控除額30万円	身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	同居特別障害者	…控除額53万円	上記の特別障害者に該当し、納税者と同居している人	
普通障害者	…控除額26万円	身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B									
特別障害者	…控除額30万円	身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A									
同居特別障害者	…控除額53万円	上記の特別障害者に該当し、納税者と同居している人									
寡婦控除 ひとり親控除 項番8	寡婦控除	…控除額26万円 離婚…子以外の扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人 死別・生死不明…合計所得金額500万円以下の人									
	ひとり親控除	…控除額30万円 婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者で、かつ合計所得金額が500万円以下の人									
勤労学生控除 項番9	…控除額26万円 自身が学生であり合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得以外の所得が10万円以下のとき										
【マ】 配偶者控除 老人配偶者控除 項番10	…控除額 最高33万円 自身の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき										
	…控除額 最高38万円 上記の控除対象配偶者が満70歳(昭和29年1月1日以前生まれ)以上のとき *自身の合計所得が900万円から1,000万円の間の場合、下表のように控除額が減額されます。										
単位：万円											
納税者の給与収入 (合計所得金額)	区分	配偶者控除	老人配偶者控除								
	～1,095(～900)	33万	38万								
	～1,145(～950)	22万	26万								
	～1,195(～1,000)	11万	13万								
	1,195～(1,000～)	—	—								
【マ】 配偶者特別控除 項番11	…控除額 最高33万円 自身の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円超133万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき										
	*自身の合計所得が900万円から1,000万円の間の場合、下表のように控除額が減額されます。										
単位：万円											
納税者の給与収入 (合計所得金額)	区分	配偶者の給与収入(合計所得金額)									
		103～155(48～100)	～160(～105)	～166.8(～110)	～175.2(～115)	～183.2(～120)	～190.4(～125)	～197.2(～130)	～201.6(～133)	201.6超(133～)	
	～1,095(～900)	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	—	
	～1,145(～950)	22万	21万	18万	14万	11万	8万	4万	2万	—	
	～1,195(～1,000)	11万	11万	9万	7万	6万	4万	2万	1万	—	
1,195～(1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
【マ】 扶養控除 項番12	自身と生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の者を有するとき(以下の区分に応じて控除)										
	<table border="1"> <tr> <td>年少扶養…控除額なし</td> <td>平成20年1月2日以後生まれの人</td> </tr> <tr> <td>一般扶養…控除額33万円</td> <td>昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ及び平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの人</td> </tr> <tr> <td>特定扶養…控除額45万円</td> <td>平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの人</td> </tr> <tr> <td>老人扶養…控除額38万円</td> <td>昭和29年1月1日以前生まれの人</td> </tr> <tr> <td>老人扶養(同居)…控除額45万円</td> <td>上記の老人扶養で納税者と同居している人</td> </tr> </table>	年少扶養…控除額なし	平成20年1月2日以後生まれの人	一般扶養…控除額33万円	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ及び平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの人	特定扶養…控除額45万円	平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの人	老人扶養…控除額38万円	昭和29年1月1日以前生まれの人	老人扶養(同居)…控除額45万円	上記の老人扶養で納税者と同居している人
年少扶養…控除額なし	平成20年1月2日以後生まれの人										
一般扶養…控除額33万円	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ及び平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの人										
特定扶養…控除額45万円	平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの人										
老人扶養…控除額38万円	昭和29年1月1日以前生まれの人										
老人扶養(同居)…控除額45万円	上記の老人扶養で納税者と同居している人										
基礎控除	…控除額43万円	合計所得金額が2,400万円以下の人									
	…控除額29万円	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の人									
	…控除額15万円	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の人									
	…控除額0円	合計所得金額が2,500万円超の人									

◎市民税・県民税申告書への記載について

*営業等・農業・不動産所得は、申告書裏面の収支内訳を作成の上、表面の「収入金額」「必要経費」「所得金額」を記入します。
 *給与・年金所得については、収入金額を申告書の「収入金額」欄に記入し、各計算表で算出した所得金額を「所得金額」欄に記入します。
 *非課税所得(遺族年金・障害年金・増加恩給など)があるときは、「非課税所得」欄に記入します。
 *昨年中、無職・無収入であった場合、「所得金額」合計欄に「0」を記入します。
 *所得から差し引かれる金額は、申告書の<<所得から差し引かれる金額>>の各項目に必要事項と控除額を記入します。
 *申告書の<<所得金額>>と<<所得から差し引かれる金額>>は「合計」の記入までお願いします。
 *申告書には申告する方のマイナンバーの記載が必要です。
 上記(所得から差し引かれる金額)の【マ】に該当する場合、控除対象者のマイナンバーも必要になります。

